

陳 情 書

令和 3 年 2 月 9 日

東郷町議会

議長 水川 淳 殿

陳情者

東郷町

磯村 義邦

コロナ禍で苦しむ中、国保税（料）の負担軽減を図るため
国に公費一兆円の投入を求める意見書の提出を求める陳情書

東郷町国民健康保険 被保険者代表の一人として会議に出席し、国保の厳しい財政状況や、国保を維持・拡充するために町や都道府県では限界があると認識しました。従ってその根本的解決のために、国に対して一兆円公費投入を求める意見書を採択して頂きたいと存じます。

各別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

《陳情事項》

- 一、国に対し地方自治法第 99 条により、次の点を内容とする「意見書」を提出して下さい。
 - ・国保税（料）の負担軽減を図るため、公費一兆円の投入することを求める。

《陳情趣旨》

国保税（料）の滞納世帯は、東郷町で 380 世帯、加入世帯の 8.1%、愛知県では 105,323 世帯、11.2%、全国も同様です。国保税滞納による財産差し押さえは本町 60 世帯、全国 35 万世帯に及んでいます。本町滞納世帯の内、所得が 33 万円以下が 118 世帯にのぼります。全国どこでも高すぎる国保税（料）に加入者は悲鳴を上げています。

一方、現在新型コロナウイルスが世界的に猛威を振るい、残念ながら感染者や死者は多数になり、町民・国民は不安な毎日を送っています。このような時に健康維持の最後の砦となる国保は必要不可欠です。

国保税（料）が協会けんぽと比べて著しく高くなる大きな要因は、「所得割」に加えて、国保にしかない世帯人数にかかる「均等割」と、各世帯にかかる「平等割」という算定方法にあります。特に収入が変わらなくとも、家族の人数が増えれば「均等割」が増える仕組みは、子育て世代に多大な負担となっています。

上記の不平等に対し、全国知事会、全国市長会、全国町村会などの団体は、加入者の所得が低い国保が、他の医療保険より保険料が高く負担が限界になっていることを指摘し、「国保を持続可能」とするためには「抜本的な財政基盤の強化が必要」と主張しています。日本医師会などの医療関係者も、国民皆保険制度を守るために、低所得者の保険料（料）引下げを求めています。

結果、政府は 2022 年度から未就学児について均等割半減を閣議決定し、国会に提出しました。一歩前進です。

国民健康保険法第一条には「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とする」とあります。

この目的を達成するため、国保税（料）の負担軽減、負担公平のために一兆円公費を投入することを求めます。

貴職におかれましては以上の趣旨をご理解頂き、上記の陳情事項につきまして国に対して意見書を提出して頂きますよう切にお願い申し上げます。

国保税（料）負担軽減のため公費一兆円の投入を求める意見書（案）

高すぎる国保税（料）に加入者は悲鳴を上げている。

一 昨年の国保税（料）滞納世帯は、東郷町で380世帯、加入世帯の8.1%。昨年愛知県では105,323世帯、11.2%。本町滞納世帯の内、所得33万円以下が118世帯ある。全国も同様に滞納は高率である。国保税滞納による財産差し押さえは本町60世帯、全国35万世帯余であり、高すぎる国保税（料）に加入者は悲鳴を上げている。

一方、現在新型コロナウイルスが世界的に猛威を振るい、残念ながら感染者や死者増加し、収束の見込みは立っていない。町民・国民は不安な毎日を送っている。このような時に健康維持の最後の砦となる国保は必要不可欠である。

国保税（料）が「協会けんぽ」など他の保険と比べて著しく高くなる大きな要因は、「所得割」に加えて、国保にしかない世帯人数にかかる「均等割」と、各世帯にかかる「平等割」という算定方法にある。特に収入が変わらなくとも、家族の人数が増えれば「均等割」が増える仕組みは、子育て世代に多大な負担となっている。

上記の不平等に対し、全国知事会、全国市長会、全国町村会などの団体は、加入者の所得が低い国保が、他の医療保険より保険料が高く負担が限界になっていることを指摘し、「国保を持続可能」とするためには「抜本的な財政基盤の強化が必要」と主張している。日本医師会などの医療関係者も、国民皆保険制度を守るために、低所得者の保険税（料）引下げを求めている。

結果、政府は2022年度から未就学児について均等割半減を昨年末閣議決定し、国会に提出された。一歩前進である。

国民健康保険法第一条には「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とする」とある。

この目的を達成するため、国保税（料）の負担軽減、負担公平のために一兆円公費を投入することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

殿

愛知県愛知郡東郷町議会議長

水川 淳

（提出先）

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣

厚生労働大臣 財務大臣